

事 務 連 絡

令和5年12月5日

別記1（業界団体） 殿

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課長

外食・食文化課長

消費・安全局食品安全政策課長

農産安全管理課長

農産局農産政策部貿易業務課長

デオキシニバレノールが基準値を超えて検出された小麦を原料とする小麦粉及びその製品に関する商品回収の協力要請について

今般、JA 全農いわてが販売した令和4年産の岩手県産小麦「ナンブコムギ」より、かび毒「デオキシニバレノール」が食品衛生法における基準値を超えて検出される事案が発生しました。当該小麦を原料とした小麦粉及びその製品は、国内に広く流通している可能性があります。事業者により回収が進められているところですが、当該小麦粉を使用した製品を摂取した事例が報告されています。

このような基準値を超過した食材の使用により健康危害がひとたび発生すれば、消費者からの信頼を損ない、当該事業者のみならず、関係業界にも大きな影響を及ぼすおそれがあります。

つきましては、本内容について御承知いただき、消費者の健康保護が最も重要であるとの認識の下、①会員企業等において当該小麦粉及びその製品の在庫の有無を御確認いただくとともに、②関係事業者による商品の自主回収に御協力いただき、商品の撤去・回収が円滑かつ確実に行われるよう、会員企業等への周知をお願いいたします。